

相続法分野が40年ぶりの大改正!! 相続が変わる! 遺言書が変わる!

民法改正

相続セミナー
参加無料
要予約

～誰が何をもらえるようになったのか～

平成30年7月に相続法が大きく改正されました。この改正により、残された配偶者が安心して安定した生活を過ごせるようにするための方策などが導入されることになりました。今回の改正により自分が亡くなった時、あるいは家族が亡くなった時に生ずる相続に関して、どのような点が、どのように変わったのかポイントをわかりやすくご説明します。



ポイント①

配偶者居住権の創設



お父さんにもしもの時、この家に**住み続けられる**のかしら(母)

ポイント②

遺産分割等に関する見直し



遺産分割で**配偶者が保護**されるの!?(母)

ポイント③

遺言制度に関する見直し



自筆証書遺言を全部手書きで書くのは大変!!(父)

ポイント④

遺留分制度に関する見直し



不公平な遺言で取られすぎたらお金で請求ができるの!?(次男)

ポイント⑤

預貯金の「仮払い制度」



親父の葬儀で**葬儀費用**が足りなかったらどうしよう(長男)

ポイント⑥

相続人以外の方の貢献を考慮



私が介護で頑張った分はどうなるのかしら・・・(長男の嫁)

日時: **2019年9月4日(水)**

10:00~11:40頃 (受付 9:40~)

会場: **ツインメッセ静岡中央棟4階会議室409**

(静岡市駿河区曲金三丁目1-10)

定員: **先着50名様** (定員になり次第締め切りとさせていただきます。)

TEL:054-287-0056 FAX:054-287-0057



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ
株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ

静岡市駿河区中田四丁目2-6
あっとわん飛翔2F

参加特典

ご相談無料券
プレゼント



9/4 お申込書 FAX: 054-287-0057 ※お電話またはFAXにてお申込みください。

お名前 ご参加人数: 名

ご住所: 〒

電話番号: お連れ様のお名前 (名字) 様